

社会福祉協議会職員の不祥事に関する報告 その1

本件の公表から2か月以上が経過した中、再発防止に向けた実効性のある取り組みをまとめました。

職員一同、信頼回復に向けて、より一層の社会福祉の向上に取り組んで参りますことを申し添えます。

○当該不祥事を踏まえての対応（再発防止策）

- (1) 本会経理規程を遵守する
- (2) 通帳及び印鑑の管理を徹底する
- (3) 入出金をできる限り口座振替で行う
- (4) 監査書類等は、専門知識を有する者の審査を受ける（外部監査の導入）
- (5) コンプライアンスに関する研修の実施
- (6) 職員の規範意識向上の徹底
- (7) 情報公開の徹底
- (8) 公金月例調書の提出

○損害の回収

- ・本人に全額弁済を求めていく

○処分

- ・当該職員を平成27年10月7日付で懲戒解雇処分
- ・関係者の処分は今後行う

○刑事告訴

- ・準備中です

※ 今後も本件に関する報告及び対応については、本会ホームページに随時掲載いたします。